

災害時の歯科医療救護に関する協定書の変更協定書

大分県（以下「甲」という。）と一般社団法人大分県歯科医師会（以下「乙」という。）は、平成29年5月29日に締結した、災害時の歯科医療救護に関する協定書の実施細目の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

別表（第5条関係）

区分	日 当	旅 費	時間外勤務手当
歯科医師 歯科衛生士 歯科技工士 看護師	災害救助法施行細則（昭和35年5月13日大分県規則）第8条に定める額		
補助職員	看護師の日当の10分の6に相当する額（100円未満切捨て）	一般職の職員の行政職給料表による1級に当たる者の旅費相当額	一般職の県職員の時間外勤務手当支給の例による額

この協定が成立したことを証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を所持する。

令和7年7月1日

甲 大分県知事

佐藤 樹一郎



乙 一般社団法人大分県歯科医師会 会長

木村 哲也

